

市川市監査委員告示第2号

令和7年度工事監査（市川市北方地区
公共下水道整備事業建設工事）の結果
に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第
1項による工事監査の結果に関する報告について、同条
第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年3月31日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	岩 井 清 郎
同	竹 内 清 海

令和7年度工事監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項による工事監査

2 監査の対象

(1) 対象工事及び概要

市川市北方地区公共下水道整備事業建設工事

- ① 工事場所 市川市北方地区
- ② 契約金額 1,663,488,200円（税込）
- ③ 施工業者 クボタ建設・中川組特定建設工事共同企業体

(2) 対象部署

下水道部 下水道建設課
管財部 契約課、技術管理課

3 監査の着眼点

対象工事は、計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が各段階において適正で、効率的かつ経済的に実施されているかについて、技術上の観点を中心に監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施日

令和7年11月6日及び同月11日

(2) 調査方法

対象工事について、工事に関する計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、工事現場において関係職員からの説明を受け、施工状況等の調査を実施した。

なお、工事監査は、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人建設技術監査センターと工事技術調査業務委託契約を締結することにより実施した。

(3) 日程及び実施場所等

① 設計図書等の調査

令和7年9月18日から同年11月6日までの期間、特定非営利活動法人建設技術監査センターの技術士による質問書に対し回答書を提出する方法により実施した。

② 現地施工調査

令和7年11月6日及び同月11日に市川市北方地区の工事現場において、施工調査を実施した。

5 監査の結果

特定非営利活動法人建設技術監査センターから工事技術調査業務委託報告書の提出を受け総合的に判断した結果、対象工事は、計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が各段階において適正で、効率的かつ経済的に実施されているものと認められた。

特定非営利活動建設技術監査センター 工事技術調査業務委託報告書（抜粋）

IV. 講評

1. 総合評価

本技術調査業務は、「工事技術調査（市川市北方地区公共下水道整備事業建設工事）業務委託仕様書」の留意事項に基づき調査を実施した。

書類調査及び現場調査の結果、計画、設計、積算、契約手続、工事監理・検査、施工、環境管理、維持管理の各項目とも全体的には、適正、適切に遂行されていると評価した。

2. 個別評価

上記仕様書の主な項目の評価については、下記のとおりである。

（1）計画

事業決定の手続、工事施行の決裁手続、関係者・地元住民との協議は、適正に実施されていた。

（2）設計

事業目的や法令等の適合、設計基準等の整備運用、現地状況の反映、設計図書を作成、工期の設定、コスト削減、リサイクル等の環境への配慮等は、適切に実施されていた。

（3）積算

積算基準等の整備運用、歩掛・単価、数量と金額の正確性及び算出根拠、諸経費の算出については、適切に実施されていた。

（4）施工

諸官庁等への事務手続、施工計画の作成、設計図書どおりの施工、法令の遵守、施工体制等の整備、請負者の提出資料、施工中の各種検査・試験、諸材料の出納保管、現場での安全管理、周辺住民の安全配慮、工程管理・品質管理、現場環境に配慮した施工、建設副産物の処理は、適切に実施されていた。

（5）検査

契約の履行については、設計・工事監理の委託及び工事の契約は、市川市諸規則に準じ適正に処理されていた。

中間検査については、1、2、3、5、6、7、9工区は、出来形検査を終了し引き渡し済である。また、1、2、3、5、6工区は、部分使用を開始している。今回、調査対象の10工区は、検査を実施していない。

完成検査は、工期が3月中旬なので、その時期に予定されている。

3. 提言事項

(1) 土留の必要性

設計報告書では、1.5m以浅は、土留不要としていたが、現地調査の結果、実際の掘削では、“掘山”に遭遇し1.5m以浅でも土留を実施せざるを得ない箇所があった。

地下のライフラインの整備では、一般的に上水道、ガス、電力、通信設備が先行し、その後に下水道が布設される。このことは、道路の地山が既に掘り起こされ山砂に置換されているといえる。

このような道路状況で新たに掘削すると、一見、“地山”に見えるが、地山の幅が狭いいわゆる“障子山”になっていることが多く、特に、狭隘な道路では、殆ど埋砂に置換されている。

このような状態で土留無しで掘削を進めると周囲の土砂が崩壊、最悪の場合には従事者が被災するおそれがある。

(令和6年2月26日、本市下水道工事で死亡事故発生)

以上により、設計前に現地調査を行い、既設埋設物の状況を確認し、必要により土留の検討をする必要があると思われる。

4. 推奨事項

(1) 設計施工一括契約の採用

公共工事は、従来、設計と施工の分離が一般的であったが、近年、事業の早期達成等を目的に設計施工一括方式(デザインビルド方式)の実施が増加している。

本事業の規模の工事を発注する場合、一般的には、10件~15件程度に分割することが多いが、各々の工事に係る期間や事業費(間接工事費)の増加が見込まれる。しかし、工区を分割したままでは、設計施工一括方式のメリットが少ないため、工事を集約する必要性が出てくる。

近年、公共工事の契約方式は、本方式や維持管理付工事発注方式、同一地域内包括発注方式、複数年契約方式など多様な契約方式が用いられている。また、工事が輻輳し発注者の人員が不足している場合、CM方式が採用されている。

今回、市川市北方地区の下水道設備の未整備状況を早期に解消し、民間の

優れた技術力を活用し事業を整備することは推奨に値する。

(2) 複数人による実質的な積算チェック

設計委託者の成果品の積算について数量、単価、乗率等の実質的なチェックを下水道建設課の担当者、それ以外の職員2名及び技術管理課の職員にて確認をしている。

公共工事において積算ミスは、契約業務上重大な結果をもたらすことになり、契約金額の変更や応札者の順位も変わる事例もある。その性質上防止しなければならない。

この面からも複数人による実質的な積算のチェックは推奨に値する。